

このお仕事で働く皆様へ

公契約条例に基づき

労働報酬下限度額

が定められています！

自分の賃金が労働報酬下限度額より低いと思う場合は、市又は元請業者に申し出ができます。申し出をしたことにより不利益な取り扱いを受けることはありません。

相模原市では、市民が安心して心豊かに暮らせる市民生活の実現に寄与するため、**相模原市公契約条例（平成23年相模原市条例第29号）**を平成24年4月1日より施行しています。

条例に関する詳細な情報は相模原市ホームページをご覧ください。下記までお問い合わせください。

（右のQRコードをスマートフォンで読み込むと労働報酬下限度額が記載された「周知用チラシ」をご覧ください。）



相模原市契約課 電話042-769-1391